



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 碧南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 29 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、碧南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長が任命する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員 日額 7,000 円

附 則（令和5年3月27日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 子ども・子育て会議委員

機関名および団体名	代表委員名
碧南市主任児童委員部会	鈴木 政枝
碧南市民生委員児童委員協議会	小田 直樹
碧南市民間保育園長会	水野 裕子
碧南市医師会	杉浦 時雄
碧南歯科医師会	杉浦 龍一
碧南市小中学校長会	兵藤 俊宏
碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会	清澤 和音
碧南市保育所等父母の会連絡協議会	角谷 亜哉
碧南市青少年育成推進員連絡会	水野 紀子
にしお特別支援学校 みどり会	永濱 みち
刈谷公共職業安定所碧南出張所	森 繁一
碧南青年会議所	石川 史朗
衣浦三水会	鈴木 忠義
連合愛知 三河西地域協議会	稲生 貴弘
碧南警察署	田邊 光徳
刈谷児童相談センター	近藤 雅明
碧南市母子寡婦福祉会	加藤 里美
市民代表	栗並 えみ
市民代表	安本 直美
岡崎女子短期大学	渡部 努

令和7年3月現在

2 策定経過

年月日		内 容
令和5年度	令和5年11月13日	子ども・子育て会議 1. 碧南市子ども・子育て支援事業計画の概要について 2. ニーズ調査（アンケート）について
	令和5年12月1日から 令和5年12月18日	アンケート調査 ・子育て支援に関するアンケート調査
	令和6年2月27日	子ども・子育て会議 1. 碧南市子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果について 2. 令和5年度碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 令和6年度の保育園・こども園・幼稚園・児童クラブの申し込み状況について 4. 第2期碧南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
令和6年度	令和6年8月9日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可等について
	令和6年10月7日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和6年12月17日から 令和7年1月17日	パブリックコメント ・「第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）」への意見募集について
	令和7年2月17日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 令和6年度碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 令和7年度の保育園・こども園・幼稚園・児童クラブの申し込み状況について

3 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

性別や国籍、障害の有無などに関係なく認め合い共生すること。

【か行】

核家族

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」のこと。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

私学助成幼稚園

令和元年から実施された幼児教育・保育の無償化について、子ども・子育て支援制度に移行せず、従前の制度で運営をつづける私立幼稚園。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に支給される手当。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

就学援助

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校でかかる費用（学用品費・学校給食費など）の一部を援助する制度。

就業支援専門員

マザーズハローワーク等への同行支援など、就労・キャリアアップに向けた助言、情報提供等の就業支援を行う者。

潜在保育士

保育士資格を持っているが、保育園や認定こども園など、保育に関する施設に就業していない者。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

【は行】

保育のＩＣＴ化

保育所や幼稚園などにインターネットやスマホアプリを活用した保育システムを導入することで、保育者の働きやすき環境づくりや保護者との円滑な連絡手段を実現し、保育の質の向上を図る。

パブリックコメント

市の基本的な政策などを決定する前に、趣旨、目的、政策案などを公表し、期間を決めて広く公に意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続き。

母子・父子自立支援員

母子家庭の母及び父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する相談及び支援を行う者。

【や行】

要保護児童・生徒

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

【英字】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和7年3月

発行者：碧南市

愛知県碧南市松本町 28 番地

編 集：碧南市 福祉こども部 こども課

電 話：0566-41-3311

F A X：0566-48-2940